

資料 1

建築・都市整備・道路委員会
平成 30 年 2 月 19 日
道 路 局

市第 133 号議案 横浜市自転車駐車場の附置等に関する 条例の制定

1 趣旨

本市では「横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 60 年条例第 16 号）」に基づき、市営自転車駐車場の整備や放置自転車の移動作業等を行ってきました。これにより、放置自転車台数は年々減少しており、駅周辺の環境は大きく改善されてきています。

しかし、駅周辺に限らず、一部の集客施設周辺では、依然として施設利用者による放置自転車が発生している状況があります。施設への来訪者が利用する自転車駐車場（以下「駐輪場」という。）は、施設側で整備すべきですが、本市では一部を除き、集客施設に駐輪場の設置を求める制度がありません。

また共同住宅についても、一部を除き駐輪場を設置する制度がなく、マンション等の周辺に自転車が放置されている実態があります。

そこで、市民の生活環境の保全及び都市機能の維持を図り、良好な都市環境の形成に資するため、駐輪需要を発生させる集客施設及び共同住宅等を新築又は増築する際に、駐輪場の附置を義務付ける条例を制定します。

2 条例の概要

(1) 指定区域【第 3 条】

対象区域は市街化区域とする。

(2) 集客施設に対する附置義務

ア 施設を新築する場合の駐輪場の設置【第 4 条】

別表第 1 (あ)欄の用途に供する施設で、(い)欄の規模のものを新築する場合、(う)欄により算定した附置義務台数分の駐輪場を設置しなければならない。設置場所は敷地内または敷地からおおむね 50m 以内とする。

ただし、当該附置義務台数未満であっても駐輪需要を満たすことができるものとして規則で定める区域においては、別の基準とすることができる規定を設ける。

※ 別表第 1

施設の用途(あ)	施設の規模(い)	駐輪場の設置の基準(う)
小売店舗、飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店、劇場等、病院・診療所、銀行、郵便局、官公署等	施設面積が 400 m ² 以上のもの	施設面積 20 m ² ごとに 1 台
遊技場、学習施設	施設面積が 300 m ² 以上のもの	施設面積 15 m ² ごとに 1 台
スポーツ施設	施設面積が 500 m ² 以上のもの	施設面積 25 m ² ごとに 1 台

イ 複合用途施設に係る駐輪場の規模【第5条】

別表第1の用途のうち、複数の用途に供する施設を新築する場合、同表によりそれぞれ算定した台数の合計が20台以上の場合、その台数を附置義務台数とする。

ウ 大規模施設に係る駐輪場の規模

(ア) 施設面積の区分による緩和措置【第6条第1項】

1,000㎡を超える施設（生鮮食品以外の小売店舗は500㎡超）については、別表第2(あ)の用途に応じ(い)欄の施設面積の区分ごとに、(う)欄により算定した台数の合計を附置義務台数とする。

※ 別表第2

施設の使用(あ)	施設面積の区分(い)	駐輪場の設置の基準(う)
生鮮食品等を取扱う 小売店舗	1,000㎡まで	施設面積20㎡ごとに1台
	1,000超～10,000㎡	施設面積100㎡ごとに1台
	10,000㎡超	施設面積にかかわらず0台
生鮮食品等を 取扱わない小売店舗	500㎡まで	施設面積20㎡ごとに1台
	500超～10,000㎡	施設面積400㎡ごとに1台
	10,000㎡超	施設面積にかかわらず0台
飲食店・カラオケボックス等、 レンタルビデオ店、劇場等、病院・ 診療所、銀行、郵便局、官公署等	1,000㎡まで	施設面積20㎡ごとに1台
	1,000超～5,000㎡	施設面積100㎡ごとに1台
	5,000㎡超	施設面積にかかわらず0台
遊技場	1,000㎡まで	施設面積15㎡ごとに1台
	1,000超～5,000㎡	施設面積15㎡ごとに1台
	5,000㎡超	施設面積にかかわらず0台
学習施設	1,000㎡まで	施設面積15㎡ごとに1台
	1,000超～5,000㎡	施設面積75㎡ごとに1台
	5,000㎡超	施設面積にかかわらず0台
スポーツ施設	1,000㎡まで	施設面積25㎡ごとに1台
	1,000超～5,000㎡	施設面積125㎡ごとに1台
	5,000㎡超	施設面積にかかわらず0台

(イ) 特定商業地域の緩和措置【第6条第2項】

容積率600%以上の商業地域では、施設面積が1,000㎡を超える大規模部分（生鮮食品以外の小売店舗は500㎡超）の台数を、さらに3/4を乗じて算定した台数とする。

エ 施設を増築する場合の駐輪場の設置【第7条】

増築後の全体面積が附置義務の対象となる場合（複合用途はそれぞれの算定台数が20台以上の場合）に、増築する施設面積に応じた台数の駐輪場を設置しなければならない。

(3) 共同住宅等に対する附置義務【第8条】

10戸以上の共同住宅等を新築または増築する際に、別表第3に基づく規模の駐輪場を設置しなければならない。

※ 別表第3

施設の使用	施設の規模	駐輪場の設置の基準
共同住宅（ファミリータイプ）	住戸の総数が10戸以上	住戸1戸ごとに1台
共同住宅（ワンルーム）		住戸1戸ごとに0.5台

(4) 小規模施設等の所有者等責務【第10条】

既存施設や小規模施設に対する駐輪場設置の努力義務

(5) 駐輪場設置の特例【第13条】

一体的なまちづくりを行う地域や商店街で、複数の施設が共同で駐輪場を設置することができる特例

(6) 罰則【第20条】

罰則の対象	罰金額
命令違反	50万円以下
報告・資料提出をしない	20万円以下
虚偽の報告・資料提出	
検査拒否・忌避	
駐輪場設置の届出をしない	10万円以下
虚偽の駐輪場設置の届出	

(7) 施行日等

平成30年4月1日施行

（施行後1年以内の建築確認等を行い、かつ3年以内に工事着手した場合は附置義務適用除外）

3 規則で定める事項（案）

駐輪場の管理、構造及び設備に関する技術基準、施設面積の算定方法、届出や申請の手続き等について規定する予定です。なお、規則の制定にあたっては、市民意見募集を実施します。

4 市民意見募集結果

(1) 募集期間

平成 29 年 12 月 14 日（木）から 12 月 27 日（水）まで

※市民情報センター及び各区役所へ資料を配架するほか、ホームページに掲載しました。

(2) 募集結果

ア ご意見をいただいた人数 13 人

イ ご意見をいただいた件数 53 件

ウ いただいたご意見の分類

分 類		件 数
指定区域	(第 3 条)	2 件
算定基準	(第 4 条等)	27 件
緩和規定	(第 6 条等)	7 件
適用除外	(第 15 条)	4 件
運 用	(第 16 条等)	4 件
経過措置	(附 則)	1 件
その他		8 件
合 計		53 件

エ 主なご意見の概要

主なご意見	本市の考え方
<p>■指定区域（2 件）</p> <p>指定区域が市街化区域全域としているが、市街化区域の中でも放置自転車の問題が集中しているエリアと大きな問題になっていないエリアがあると思われる。（駅周辺においても駅の規模、既存の駐輪場の整備状況によって、放置自転車の台数は大きく違います。）</p> <p>まずは、大きな問題となっているエリア中心に区域指定を行い、段階的な運用をすべきと思われます。</p>	<p>駅周辺の放置禁止区域周辺において、商業地域や近隣商業地域だけでなく、住居地域や工業地域などでも放置自転車が発生しています。</p> <p>また、共同住宅についても、都心部、郊外部を問わず、同様に放置されている実態があります。</p> <p>このような状況であることから、指定区域については市街化区域とすることが適切と考えます。</p>
<p>■算定基準（27 件）</p> <p><u>算定の基準となる施設面積の考え方として、単純な延床面積ではなく自転車利用者が利用する床面積（例えばバックヤードは除く。スタッフ等の利用スペースを除く。診療室や手術室等は一般的には 1 名の患者しかいないので医療行為を行うスペースを除くなど。）を別途規定することが実態に即しているのではないかと考えます。</u></p>	<p><u>附置義務の算定対象となる施設面積については、いただいたご意見を踏まえ、利用者の利用に供する部分のみとし、別途規則で定めま</u> <u>す。</u></p>

主なご意見	本市の考え方
<p>大規模施設の緩和規定がありますが、「大規模」と判定される建物施設は用途によって異なるものと感じられます。(例えば、劇場の機能を満たす為に必要とされる最低面積と小売り店舗の機能を満たす為に必要とされる最低面積が違うように)</p> <p>規制緩和規定についても、建物用途と利用者の属性との関連性をよく吟味し、適正な基準を設ける必要があると思われれます。</p>	<p>対象となる施設の用途や規模等については、標準自転車駐車場附置義務条例（旧建設省通達）や、他都市の条例を参考にしながら基準等を定めています。</p>
<p>■緩和規定（7件）</p>	
<p>「特定商業地域」については、拠点となる駅前に指定されていることが多く、公共交通が整備されていることから、自転車利用者が特に多いという状況にはないのではないかと考えます。「1,000㎡を超える部分」についての緩和の程度を、その他の地域の緩和の程度に近づけても良いのではないのでしょうか。</p> <p>また、5,000㎡を超える部分について「算定しない」こととしても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>特定商業地域については、大規模施設の緩和規定に加え、さらに緩和します。</p>
<p>■適用除外（4件）</p>	
<p>住宅のうち例えばサービス付高齢者住宅は、建物用途が共同住宅であるが、入居者が高齢者のため、自転車の保有率が少ないのが実情です。</p> <p>よって福祉的な用途を前提とする住宅の場合は、本案の規定から除外することが適当ではないかと考えます。</p>	<p>高齢者専用住宅については、適用除外とすることを、別途規則で定めます。</p>
<p>■運用（4件）</p>	
<p>駐輪場を敷地外に設置する場合は、施設の入口付近の駐輪禁止と施設入口付近に駐輪場の設置場所の位置（矢印や地図など）を表示することを明記する。（施設の入口付近の混雑緩和と有効活用を図る）</p>	<p>駐輪場の構造等については、別途規則で定めます。位置や経路を示す表示板を、出入口その他利用者の見やすい場所に設置するよう規定します。</p>
<p>■経過措置（1件）</p>	
<p>「条例施行日から起算して一定期間内」と記載されており、具体的な期間が定められていません。</p> <p>大規模施設の場合、計画から着工まで1年以上かかることも珍しくないため、「一定期間」については「2年」または「3年」と明記する方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>経過措置期間については、条例施行日から1年を経過する前に建築確認申請を行い、かつ3年以内に工事着手した場合とします。</p>
<p>■その他（8件）</p>	